

第7回自治基本条例策定検討町民会議グループ討議結果

第1グループ意見

町民会議：三津橋会長、古屋委員、今井委員、小倉委員

職員PT：武田主幹、高橋主査、大野主任 事務局：長岡主幹、木原主査、羽場主任

「住民参加による計画・施策決定の方法」について議論

行政懇談会

- ・地域担当職員制度を導入
- ・懇談する条件の整理（テーマを決めるなど）が必要
- ・対話が不足している
- ・内容の質を高める
- ・開催の基本的なルールが必要

公区要望

- ・意見を出しやすくする方法の検討が必要
- ・公区長会議は役場からの報告の場になっているので、公区長間での意見交換、情報交換が必要
- ・意見の吸い上げ方のルールが必要

アンケート調査

- ・どういった場合に実施するのかルールが必要

第7回自治基本条例策定検討町民会議グループ討議結果

第2グループ意見

町民会議：川島委員、小日向委員、濱下委員、我孫子委員

職員PT：市田主査、斉藤主査 事務局：高橋課長、田村主査、蓑島主事

前回に引き続き現行制度の洗い出しを実施

下川産業円卓会議（若者円卓会議）

- ・円卓会議の位置づけは？
 - ・時々課題を議論、今年から若者も実施、しかし、会議だけで終わってしまい、政策に繋がっていかない。どの様な議論、意見があったのかなど、所管している課しか分からないのが現状。
 - ・代表者レベルの人はある程度分かるのだと思うが、若者の場合は話し合った事がどうなったかわからなければならない。
 - ・やったものはその結果どうなったかを知らしめることが必要。
 - ・参加の窓口がこれだけあった、参加してその結果がどうなるかがわからない。意見した事が出来ないなら出来ないでいい、結果わからないとだんだん無関心になる。
 - ・異業種懇談会、若者は会議に慣れてもいなく、突然呼ばれて行っても、行くまで何をすの分からなかったと思う、やる前にリーダーと事前に打ち合わせするとかが必要では、折角集まったのに勿体無い。もっとこういう場が多ければ意見が出てくると思う。参加してみて、みんな色々な意見を持っていると思った。
 - ・色々な層（年齢等）がある。色々な層から話を聞いて貰える場があってよい。
- 町民としては、「言っているのか？」という意識があると思う。そういう意見が出せる場が必要だと思う。
- ・1回だけではなく、（非公式でも）回数を重ねれば色々出てくる、とりあえずリーダーだけでもよい、そうすれば本音が出てくる、顔が見えてくる。異業種の人と話をするのは大事だと思う。

町有林植樹祭

- ・平日の日中の開催はどういうものか？参加しづらいと思う。参加しやすい形を工夫、それを行政でできないなら民間でもやれる。参加者が多くなればなるほど、森の素晴らしさを共有できる。
- ・平日は行ける人の年代層に限られる。
- ・参加できる体制づくりが必要
- ・行政でなくても、他で引き受ける所があればそこで実施してもよい。
- ・植樹記念に自分の名前を刻んだプレートを作るなどもよいと思う。

住民参加型による計画・施策決定の方法

・意見したことがどうなるかがあれば、町民も勉強して発言していくと思う。そういった意見を持ち帰る職員もどういう思いで帰るか。

・地域担当制度が機能すれば行政懇談会も必要なのだろうか。

・参加とは何か？何でも参加だと思う、町のことに動いて動くこと自体が参加、町が決めたルールを守るとか。発言は目に見える参加の一部で、消極的だが、例えば、迷惑をかけないと心掛けていることも参加だと思う。必ずしも行政が用意するチャンネルに参加するだけが参加だけではないと思う。住民参加とは何を指すのか？（懇談会への参加、発言等では無い）出てこない参加もあるという事を意識しなくてはならない。

下川だけでなく、町外から下川を応援してくれている人も含め、関わりあう一人一人にした形にできれば。

・テーマを「下川に関わりある人」にしたら？

・興味、関心を持てる形へ。

・無関心じゃない方向に持っていかないと。

・外からの応援があればある程、中の人間はがんばろうと思う。

・反対意見なども参加のひとつ。

情報の公開と共有

現行制度・仕組み	実 施 内 容	町民会議で出された意見
下川町情報公開条例	公文書の公開を請求する町民の権利を明確にし、情報公開の推進に関し必要な事項を定めた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容が分からない ・ 積極的に情報を出す必要がある
下川町個人情報保護条例	町が保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の閲覧については検討が必要
広報しもかわ	毎月1日に全戸配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ HPでも見ることができるので希望者のみの配布にできないか ・ 配布に時間がかかる ・ 情報が最新でない ・ 文字が小さい ・ 世代別の情報などジャンル別にならないか ・ 住民ニーズの調査が必要 ・ 読む人が増える方法が必要（抽選など） ・ 意見、質問、その回答があると興味を引く ・ 身近に読める紙面づくりを ・ 町民と共に考えられる話題づくりを ・ 町民が参加して作るページがあってもいいのでは ・ 町民が関わることで広報も変わる
お知らせ	必要に応じ配布 毎月2回（1日・15日）全戸配布又は班回覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期日が過ぎたものが回ってくる
防災無線	緊急性のあるものについて随時周知。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞こえない、うるさい、聞きづらい ・ 緊急性のあるものは商店街の放送設備を利用してはどうか
公区長会議	年4回開催（改選期は5回）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何を目的にやっているのか ・ 内容が住民に周知されない ・ 公区長間の情報交換があると良い ・ 地域担当職員について、行政と公区長の考え方、感覚の違いがある。 ・ 内部的にもまだ開きがある。イメージ的には今以上の自治組織の形に。地域計画づくりの手伝い等、地域経営への支援など。職員が共通意識を持つ必要あり、意識によって違いが出る。 ・ 公区、班との関わりが少ない。 ・ 地域担当制の導入によりお互いのギャップを埋める形で進められる。 ・ 公区長と民生委員の連携が必要、認知症予防教室とか本当に出てきて欲しい人が出てこない。

情報の公開と共有

現行制度・仕組み	実施内容	町民会議で出された意見
各種説明会	各担当において必要に応じ説明会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会への参加者が少ないのは、住民の意識が低いから。 ・説明会だと既に決まった事、そこでどうこうなるものでなければ紙だけでも良い、そこで行政と町民と一緒に組み立てるのなら違う。 ・行政が人の集まる所に出向き話す。実際に業務に携わっている人に説明して貰った方がよい。 ・説明会を決定段階ではなく、過程段階で行うという方法もある。 ・担当職員と直接の方が話しやすい。
広報車	交通安全、防火の啓発。選挙時における広報。	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯や時間差を考え、人の流れに合わせて行くと効果的では。
下川町ホームページ	各担当において情報管理。随時更新。	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家など住宅情報があるといい ・最新情報については、ここからは一週間分とかトップページの工夫をしては。下川町がテレビ等で報道、紹介されたりする場合、事前に放送時間などの情報をHPや情報発信で知らせては。そういう情報が分かれば、みんな見ると思う。
下川町情報配信	希望者に対して行政情報（広報、防災無線の周知内容）の再周知。随時実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・配信するのではなく、必要な情報をサイトに見に行く方法をとれないか
新聞	記事として周知が可能。	
農業委員会だより	年2回全戸配布（前年度まで農業者のみに配布）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地だけではなく、中山間事業での地域の取り組みを紹介するなど、作り方工夫しては。
庁舎前掲示板	告示を公示する場合に掲示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・どこにあるか分からない ・場所が悪い。みんなが見るものをそばに置いては。
あけぼの園だより	あけぼの園利用者家族及び関係機関に配布 年2回程度	
公民館だより	公民館事業や団体主催事業の周知・募集	
教育の概要	当該年度の教育の概要(計画・前年度活動実績)、各種委員、各種団体等教育全般について掲載	

情報の公開と共有

現行制度・仕組み	実 施 内 容	町民会議で出された意見
その他		<ul style="list-style-type: none">・ケーブルTVを開局できないか・ラジオも効果的・TVに字幕を流せないか・信金CD機前の掲示板のようなものは効果がある・地域担当職員はどうなっているのか・良い取り組みはどんどんPRすべき・病院だよりがあってもよい、若しくは病院からのお知らせ、もっと経営努力を。・言葉、カタカナ、横文字はお年寄りにわかりづらいのでは。情報発信方法の検討を。・お年寄り、若者などターゲットに合わせた作り方を。

町政への参加

現行制度・仕組み	実施内容	町民会議で出された意見
行政懇談会	毎年希望公区との懇談会を実施。住民意見の聴取。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政側は課長職ばかりで話しづらい ・開催の基本的なルールが必要 ・行政懇談会は地域担当制である程度フォローできるようになるのでは。 ・行政懇談会を開催しても、町民が発言しない。
各種懇談会・説明会	各担当において必要に応じ実施。住民意見の聴取。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への意見は陳情、要望ばかり ・行政の担当者は現場に来て欲しい
公区要望	公区内における要望事項の取りまとめ。	
各種審議会・検討委員会等（個別のものは別記）	専門的な事項の調査・審議等を実施	無報酬でいい。その方がやる気のある人が集まり真剣な議論になる
各種審議会等委員の公募	積極的に町政に参加して頂くため委員の公募を実施（100年記念事業、合併、自治基本条例、評	
アンケート調査	必要に応じアンケート調査を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員制度ができれば、アンケート調査を行わなくても、町民ニーズの把握ができるのではないかと。
知恵の環	お知らせ配布時に添付している用紙に、町政に対する意見を記述してしていただく。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報での回答はもう一步踏み込んだ答えが欲しい ・ゴミ収集BOXに回収箱を設置してみても。（ゴミを捨てにいくついでに投函、ゴミ収集時に回収） ・もっとPRをすべきである。 ・紙が回覧と一緒に回ってきていない。
町長・議会議員選挙	4年に1度選挙により代表者を選出	
下川産業円卓会議（若者円卓会議）	下川町における当面する産業振興の課題やニーズ等に即した議題について、地域経済団体等の長と町長が議論を重ね、その意見をもとに21世紀に向けた産業振興政策の立案、形成等に取り	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が集まって議論できるようなルールが必要。
町有林植樹祭	森林が果たす公益的な機能の重要性や環境資源として林業への理解、森林愛護意識の高揚を図るため、さらに、木材生産機能としての林業への理解を深めるため町民の参加を呼びかけ実	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方に参加してもらいたい。
町民ふれあいバスツアー	広く町民の方に町有林の現状と循環型林業・林務行政を理解していただくことを目的に実施。	
社会教育中期振興計画アンケート調査	社会教育中期振興計画を策定するにあたり、住民の学習ニーズを把握	
その他意見		<ul style="list-style-type: none"> ・公区活動に無関心な人が多い ・カルチャーウィークエンドは良かった ・参加にも色々な形がある。計画時、決定時、行事など。 ・これからは政策決定時の住民参加が必要になる。事業も住民が望んでいるからという理由だけではダメ。 ・昔に比べ町民どおしのコミュニケーションが少なくなった。 ・子供がもっと自然とふれあう機会を創出

各種審議会・検討委員会等

所管課	名称	男	女	計	17年度 開催 予定	設置目的
総務課	特別職報酬等審議会	5	2	7	1	常勤の特別職並びに教育委員会教育長の給料及び議会議員の報酬等について審議するため。
総務課	表彰審査会委員会	5	2	7	1	町が表彰しようとする者について調査するため。
総務課	情報公開・個人情報保護審査会			0		下川町情報公開条例の規定に基づく決定への不服申立てについての審査を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る重要事項についての審議を行うため
総務課	行政改革推進委員会	6	1	7	2	社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応しつつ、簡素で効率的な行政運営を推進するため。
総務課	補助金等審査会	4	1	5	2	補助金等について審査し、補助金等の弾力的な運用を図り、適正で効果的な交付を行うことで健全な財政運営の推進を図るため。
総務課	夢プラン21推進町民検討会議			10	1	総合計画の進捗状況について、町民に報告するとともに、意見をいただくため設置。
総務課	ふるさとづくりプロジェクト町民検討委員会			0	1	CIの利用促進のため、町民からご意見をいただくため
総務課	行政評価町民委員会	17	3	20	5	行政の透明化、情報の共有化を目指して、行政運営全般に対し、広くご意見をいただくため設置。
総務課	総合計画審議会	17	3	20	5	総合計画策定に関し、町民からご意見をいただくため。
商工林務課	中小企業振興審議会	7	1	8	2	審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議する。 (1)中小企業振興のための基本的施策に関すること。 (2)中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新等に関すること。 (3)その他、中小企業の振興に関すること
商工林務課	木質バイオマス資源活用検討会	6		6	4	木質バイオマスエネルギーの利用推進に向けた調査・検討を行う。
商工林務課 農務課	農林業振興審議会	7	2	9	1	農林業基本施策の調査審議及び町長の諮問に対し審議、必要に応じて答申・意見を求める。
建設課	下川町都市計画審議会	8	2	10	1	都市生活及び都市活動を確保すること並びに土地の合理的な利用を図るなど、都市計画に関する事項の調査審議を行うため。
税務住民課	環境保全対策審議会	5	2	7	1	下川町における環境保全に関する事項の調査審議を行う。
保健福祉課	社会福祉審議会	3	4	7	2	社会福祉施策に関し、町長の諮問に応じ調査審議し答申するほか、必要に応じ意見を具申するため。
保健福祉課	高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画策定検討委員会	5	3	8	4	法に規定する計画の見直し、策定等及び高齢者保健福祉及び介護保険に関する苦情等を検討するため。

各種計画

所管課	計画名	計画期間	策定根拠	策定目的
総務課	行政改革大綱	14-18	総務省指針	地方分権時代の到来に伴い、明確な方針のもとに行政改革を推進するために策定。
総務課	行政改革大綱に基づく行財政改革	15-18	任意	総合計画に基づく事務事業実施に財政面で大きな乖離が出ているため、更なる歳出削減のため、行革大綱に基づいて行財政計画を策定。
総務課	定員適正化計画	15-18	総務省指針	行革大綱に基づいた定員の削減を基本とし、適正な管理を行うため。
総務課	地域自律プラン	16-32	任意	当分の間、合併せず単独でのまちづくりを進める決意を決めたことにより、町民のみなさんに安心と納得をいただけるよう、その指針として自律プランを策定。
総務課	総合計画	13-22	地方自治法	町民と行政が一体となり、町の特性を活かしつつ計画的かつ総合的にまちづくりを推進していくことを目的とする。
総務課	過疎地域自律促進市町村計画	17-21	過疎法	市町村計画は、過疎法第6条の規定に基づき、自立促進方針を指針として過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域市町村が議会の議決を経て定めたもので、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の福祉その他の福祉の増進、医療の確保、教育文化の振興などを図っていくもの。
総務課	山村振興計画	11- おおむね 10年	山村振興法	他地域との連携や交流の下、国民の多様な生活様式に対応できる豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する活力ある山村社会の構築を目指す。
総務課	第4次上川北部地区広域市町村圏振興計画	10-19	地方自治法	圏域市町村の地域振興に関し、連携して取り組む。
総務課	国土利用下川町計画	S59	国土利用計画法	町内の土地利用に関する総合調整を行う。
商工林務課	下川町森林整備計画	15-25	森林法	市町村が地域の実情に合わせて、造林から伐採までの総合的な森林整備とこれを合理的に行うための森林施業の合理化、林業機械化の促進、路網整備などの条件整備を総合的・計画的に進めるために定める計画。
商工林務課	森林施業計画		森林法	森林所有者等が森林づくりについて自主的に森林整備の施業に関する40年以上の長期の方針と造林、保育、間伐、伐採などの施業の実施の5ヶ年の計画を立て、町長から認定を受けたもの。この計画に従って行われる森林づくりに対して、さまざまな支援措置が講じられます。
建設課	都市計画マスタープラン	14-34	都市計画法	過疎化や少子高齢化などの諸課題、多様化する住民ニーズへの対応など、ゆとりと豊かさを実感できる個性的なまちづくりの実現をめざして、住民参加のもとに策定を行い、有効な土地利用の推進や、道路、公園、下水道などの公共公益施設の計画的な配置と整備の充実など、市街地整備の方針を示すことを目的として策定。
建設課	住宅マスタープラン	17-26	公営住宅法	人口減少や小規模世帯化、少子高齢化が進行する中、恵まれた自然環境を活かした環境づくりと併せて、高齢社会に対応できる住宅の整備、定住の促進に向け、「あかるく、住みよいまちづくり」を目指し、長期的視点に立った総合的な住宅政策として策定。

各種計画

所管課	計画名	計画期間	策定根拠	策定目的
建設課	公営住宅ストック総合活用計画	17-26	公営住宅法	制度改正により、公営住宅事業の推進は「公営住宅ストック総合活用計画」に基づくこととなり、計画は住宅マスタープランの一部として位置づけることが必要となったことから策定。公営住宅の建替・改善については本計画に基づいて行う。
税務住民課	一般廃棄物処理基本計画	13-27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法律及び地域の実情に応じ今後のゴミ処理の展望、方針を定める。
税務住民課	分別収集計画	15-19	容器包装リサイクル法	容器包装廃棄物の減量化を推進する。
税務住民課	地球温暖化対策実行計画	16-20	地球温暖化対策推進に関する法律	本町の事務事業に関し温室効果ガス排出抑制等に取り組み地球温暖化対策の推進を図る。
税務住民課	下川町防災計画	46-	災害対策基本法	町民の生命、財産を災害から保護し防災業務全般に渡り計画的に実施するため。
保健福祉課	高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画	15-19	老人保健法・老人福祉法・介護保険法	法に基づき福祉の措置に関する計画、高齢者の医療以外の保健事業の実施に関する計画及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定。
保健福祉課	下川町次世代育成支援行動計画	17-26	次世代育成支援対策推進法	町民が安心して子育てができるように、行政・地域社会全体で子どもたちが伸び伸びと成長できる街づくりを目指し策定。
あけぼの園	高齢者福祉施設事業計画	毎年	任意	特別養護老人ホームあけぼの園、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、生活支援ハウスについて、入所・利用者並びに地域高齢者の福祉の向上を図ることを目的としたサービスの提供を行うため毎年度、事業計画を策定。
農務課	農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想	17-21	農業経営基盤強化促進法	左記法律に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、認定農業者の基本的指標等を定める。
農務課	下川町農業マスタープラン	17-21	同上	上記構想に基づき、その具体化に必要な事業等の推進、経営展開の方向等を策定。
農務課	中山間地域等直接支払下川町基本方針	17-21	北海道中山間地域直接支払交付金実施要領	中山間地域等直接支払交付金事業（国庫交付金事業）実施に必要な、町の基本方針を定める。
農務課	下川町酪農・肉用牛生産近代化計画	13-22	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進し、あわせて牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給することにより、農業経営の安定を図ることを目的として策定
農務課	下川町飼料増産推進計画	13-22	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	飼料自給率の向上、生産コストの低減を図り、飼料基盤に立脚した安定的な農家経営を実施するため計画を策定
農務課	畜産活性化計画（下川地区）	16-26	畜産担い手育成総合整備事業実施要綱	飼料生産基盤を整備し、安定的な飼料生産を図ることにより、担い手の育成と地域経済の活性化を目的に計画を策定
教育課	社会教育中期振興計画	13-17	社会教育法	道教委・管内教育の指針に基づき、更に時代にニーズに対応した社会教育推進のための計画策定

評価・見直し

現行制度・仕組み	実 施 内 容	町民会議で出された意見
補助金等見直し	補助金等審査会を設置し、3ヶ年で団体運営補助金、交付金、事業費補助金の見直しを実施	
事務事業評価	主に経費の削減を目的とし、予算事業を評価を15、16年度実施。	
評価システム	17年度新規導入。事務事業の廃止や削減だけを目的にするのではなく、予算・決算・総合計画を相互に連携し、効率的かつ効果的な施策を推進し、行政サービスの「質的向上」を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・作る職員も内容を見る町民も大変。 ・行政の財政の中身は分かりづらい。
予算査定	当初予算、補正予算査定時において内容を検証	
総合計画見直し	第4期下川町総合計画の後期5ヵ年の基本計画の見直しを実施する。	
高齢者福祉施設事業総括	高齢者福祉施設事業計画に基づき実施された施設等のサービスについて分析・反省を行い、次年度の事業計画に反映させる。	
社会教育委員会議による事業評価・見直し	社会教育委員会議において、1年間の事業の実績に基づき評価し、次年度の見直しを図る	
社会教育中期振興計画策定	中期計画策定のために、過去5年間を評価し今後5年間の計画の見直しを行う	
各種事業ごとの評価と評価システム（教育課）	各事業終了後、担当者レベルで評価を行い、次年度以降の事業の実施について検討、また評価システムとあわせて実施	

議会

現行制度・仕組み	実 施 内 容	町民会議で出された意見
議会の設置	日本国憲法93条1項、地方自治法89条に基づき設置	
議決事件（議決権）	市町村の意思を決定するために議決すべきことから	
議員定数	下川町12名（法定定数：14名以内）	
会議規則	市町村の議会は必ず制定（地方自治法120条）	
定例会	毎年4回（3月、6月、9月、12月）	
臨時会	必要がある場合開催	
招集	市町村長に与られた権限で、3日前までに告示	
議案	議会の議決を得るため提出される予算や条例など	
本会議	議会のすべての議員によって構成される議会	
委員会	専門的・効率的に審査が行えるよう常任委員会、議会運営委員会を設置。さらに必要に応じて特別委員会を設置	
（常任委員会）	行政事務調査、条例などの議案、請願、陳情の審査を行う。（総務文教・産業厚生常任委員	
（議会運営委員会）	議会運営に関すること	
（特別委員会）	重要な案件を取り扱う際に議会の議決を経て設置（広報・決算認定・ふるさと自主自立調査特別委員会）	
定足数	出席議員の数をいい、会議を開くためには議員定数の半分以上必要。（6名以上）	
会期	議会が活動できる期間をいい、会期の初めに決定する。	
会議時間	午前9時から午後5時まで（下川町会議規則第9条）	

議会

現行制度・仕組み	実 施 内 容	町民会議で出された意見
議事日程	会議の日時や、その日の会議において取り上げることがらの順序を記載	
一般質問	議員が市町村の行財政全般にわたって質問すること（一括質疑方式）なお、臨時会はできません	
除斥	議長・議員は自分自身あるいは、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関わることがらなど、直接の利害関係のあることがらの議題のときは議場及び委員会審査から退席	
請願・陳情	住民が議会に対して自らの希望を述べる行為で、議会に対する請願は必ず議員の紹介により	
意見書	市町村の一機関としての議会の意見を国会または関係行政庁に伝える手段	
討論	議題となっていることがらが採決される前に、議員がそのことに対して賛成、反対の立場で演説すること	
表決・採決	議員が議案などに対して賛成、反対の意思表示を「表決」、議長が表決をとることを「採決」という	
会議録	議会における会議の内容の一切を正式に記録する	
議会傍聴	毎年4回と臨時会（本会議及び委員会審査は傍聴することができる）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会を日中開催しても仕事の関係で傍聴にいけない。 ・ インターネットライブ中継はできないのか。 ・ 役場のロビーや公民館のホールでテレビ中継はできないのか。 ・ 委員会審査の会議録はHPなどで公開しないのか。
議会だより	毎年4回（5月、8月、12月、2月）町のホームページにも掲載	
政務調査費	議員の調査研究活動に資するため、1人に年12万円を交付（残金については年度末に返還）	